

## 綾部市公用自動車の貸出しに関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、綾部市公用自動車管理規則（平成8年綾部市規則第7号）に定めるもののほか、指定する公用自動車を、公務に支障のない範囲においてボランティア活動等を行う団体に貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において「指定する公用自動車」とは、綾部市公用自動車管理規則第2条第1号に規定する公用自動車のうち、ボランティア活動等を行う団体に貸し出すため、市長が指定した公用自動車をいう。

(管理)

**第3条** 貸出し期間中の指定する公用自動車の管理責任者は、総務課長（以下「管理者」という。）とする。

2 管理者は、指定する公用自動車の効率運行を図るため、使用日時等の調整を行うものとする。ただし、本市の公務使用に支障があるときは、使用を許可しない。

(対象団体)

**第4条** 指定する公用自動車を使用することができる団体は、自主的な公益活動（営利、宗教、政治活動等を目的とするものを除く。）を行う次に掲げる市内の団体とする。

- (1) ボランティア活動を行う団体
- (2) 自治会
- (3) PTA
- (4) その他市長が特に必要と認めた団体

(使用用途)

**第4条の2** 指定する公用自動車の使用用途は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 資源回収
- (2) 環境美化活動でのごみ回収
- (3) その他市長が特に必要と認めたもの

(使用地域)

**第5条** 指定する公用自動車の使用地域は、綾部市域内とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(使用日時)

**第6条** 指定する公用自動車の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 指定する公用自動車の使用日（12月29日から翌年1月3日までの日は除く。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

3 市長は、特に必要と認めたときは、第1項に規定する使用時間を変更することができる。

(使用の許可の申請)

**第7条** 指定する公用自動車を使用しようとする団体の代表者（以下「代表者」という。）は、綾部市公用自動車使用許可申請書兼誓約書（様式第1号）を1週間前までに市長に提出するとともに、運転者の免許証を提示し、その許可を受けなければならない。

(使用の許可)

**第8条** 市長は、前条の申請書兼誓約書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認め

たときは、綾部市公用自動車使用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。この場合において、市長は、管理上必要があると認めたときは、必要な条件を付することができる。

（経費負担）

**第9条** 指定する公用自動車を使用しようとする申請者は、別表に定める額を経費負担として、申込みと同時に納付しなければならない。

（使用の取消し等）

**第10条** 市長は、代表者が次の各号のいずれかに該当するときは、代表者に対し、指定する公用自動車の使用を取り消し、又はその返還を命ずることができる。

- (1) 申請書兼誓約書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) この規則又は使用の際に付した条件に違反したとき。
- (3) 災害その他の理由により、緊急に指定する公用自動車を公用又は公共用に使用する必要が生じたとき。
- (4) その他、使用することが適当でないとする行為をしたとき。

（転貸等の禁止）

**第11条** 代表者は、指定する公用自動車を転貸し、又は借受けた目的以外に使用してはならない。

（指定する公用自動車の貸出し及び返還）

**第12条** 指定する公用自動車は、原則として定められた保管場所から貸出しを行うものとする。

- 2 運転者は、指定する公用自動車の使用を終えたときは、自動車運転日誌の記載並びに清掃を行い、速やかに定められた保管場所に返還しなければならない。
- 3 運転者は、指定する公用自動車を返還するときは、綾部市公用自動車貸出運転前点検・キズ点検表（様式第3号）により、管理者の検査を受けなければならない。

（毀損又は亡失の届出）

**第13条** 代表者は、指定する公用自動車を毀損又は亡失したときは、直ちに、公用自動車毀損等届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（損害賠償）

**第14条** 代表者は、交通事故等により第三者に損害を与えたとき、又は死傷者を生じたときは、被害者に対する道義的責任を果たすとともに、自動車損害賠償責任保険及び任意保険の約款に基づき、市、代表者、被害者及び市が契約している保険会社とともに補償協議をしなければならない。

- 2 交通事故等により市が損害賠償責任を負った場合は、代表者は次の各号に掲げる部分について市に対し損害賠償を行うものとする。
  - (1) 市が加入している自動車保険で補填される部分以外の部分
  - (2) 市の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償に関する部分以外の部分
- 3 市が、運転者に代わり運転者の負担すべき損害額を支払ったときは、運転者は、直ちに、その支払額を市に弁済するものとする。
- 4 交通事故以外で指定する公用自動車を毀損し、又は亡失したときは、代表者の責任において原状に復し、又は市に対し損害賠償を行わなければならない。

（交通事故の処置）

**第15条** 運転者は、万一交通事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず法令上の処置を取るとともに、直ちに次の各号に定める順位により事故処理をしなければならない。

- (1) 傷者の救急処置

- (2) 死者の処置
- (3) 事故現場の保存
- (4) 直ちに所管の警察署に通報するとともに、管理者に事故の状況を報告すること。
- (5) 当該事故に関し、当市が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅延なく提出すること。

(その他)

**第16条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成15年2月1日から施行する。

**附 則** (平成16年3月25日規則第5号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則** (平成17年3月31日規則第20号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則** (平成19年3月30日規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年3月30日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成28年3月28日規則第16号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**別表** (第9条関係)

経費負担額

時間	(午前半日) 午前9時～正午	(午後半日) 正午～午後5時	(昼間1日) 午前9時～午後5時
使用区分			
軽自動車 (貨物)	円 750	円 1,250	円 2,000

備考 止むを得ない理由で使用時間外に使用した場合の経費負担額は、使用した時間に1時間当たり300円を乗じて得た額とする。